

# 勧誘方針

## 自動車共済の販売・勧誘（普及・推進）にあたって

当代理所は、西日本自動車共済協同組合の勧誘方針念に基づいて、組合員の財産の保全およびその経済的地位の向上を図ることに努めてまいります。

- 1 日本医労連共済は、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、自動車共済の適正な販売・勧誘（普及・推進）に努めます。
- 2 日本医労連共済は、ご加入いただく皆様に自動車共済についての重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。
- 3 日本医労連共済は、ご加入いただく皆様に共済に関する知識、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入いただく皆様の意向と実状に沿った自動車共済の説明に努めます。
- 4 日本医労連共済は、ご加入いただく皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での販売・勧誘（普及・推進）はいたしません。
- 5 日本医労連共済は、契約内容等あらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧な対応に努めます。
- 6 日本医労連共済は、共済事故が発生した場合の共済金等のご請求手続きにあたりましては、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 7 日本医労連共済は、ご加入いただく皆様に関する情報を適正に管理し、ご加入いただく皆様のプライバシーを守ります。
- 8 日本医労連共済は、上記の「勧誘方針」を遵守するため、組合の実施する代理所研修などに積極的に参加します。

以上、当代理所の勧誘方針は「金融商品販売等に関する法律」に基づくものです。

◇ お問い合わせ、ご相談がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

日本医労連共済  
0120-160-625